



岡本特許 ニュース

http://www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2019 FEBRUARY / 214号

★ 商標の顕著性(5) ★

顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるので、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2018-4257	ステーキの王様 (標準文字)	第43類「飲食物の提供」	有	本願商標全体は、辞書等に掲載されていない語であり、「肉や魚の切り身を焼いた料理の王様」ほどの意味合いを想起させるものであったとしても、指定役務の質や内容を直接的、具体的に表示したものとして、取引者、需要者に認識されているとはいえないものである。
不服 2018-6843	後ろ姿キレイ (標準文字)	第25類「下着」	有	全体として、「背面から見た、人の姿が美しい」程の意味合いを理解させる場合があるとしても、本願指定商品の品質、特徴を簡潔に表わすものではなく、本願指定商品との関係において、直ちに商品の宣伝広告を表示したものとして理解、認識されるものとはいえないものである。
不服 2017-19405	除菌ができるクエン酸 (標準文字)	第3類「クエン酸を使用した歯磨き」等	有	当審で職権をもって調査するも、本願の補正後の指定商品を取り扱う業界において、「除菌ができるクエン酸」の文字が、商品の品質を表示するものとして、取引上一般に使用されていると認めるに足る事実は発見できず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が当該文字を商品の品質を表示したものと認識するべき事情も発見できなかった。
不服 2017-15365	極上やわらか (標準文字)	第5類 「衛生マスク、ガーゼ」等	無	本願の指定商品中には、例えば、「衛生マスク、ガーゼ、眼帯、生理用ナプキン、おりものシート、生理用パンティ、ばんそうこう、胸当てパッド、おむつ、おむつカバー」のように、その性状や用途等との関係から、本質的に「やわらか」であることが求められる商品といえるものが含まれているところ、これらの商品については、別掲に示すとおり、商品説明等に当たり、「やわらか」であることはもとより、その程度がより上等であることをうたうなどすることが一般に広く行われている。
不服 2018-4797	コールオプション信託 (標準文字)	第36類「信託財産の管理」等	有	本願商標は、その構成全体をもって一種の造語を表したものと認識されるとみるのが相当である。

(裏面に続く)

不服 2018-4481	CLEAR (標準文字)	第3類「頭髪用化粧品、シャンプー」等	有	当該文字が「澄んだ、よごれのない、透明な」等の意味を有する語であるとしても、取引者、需要者が、その指定商品との関係において、本願商標から直ちに「頭髪や頭皮等の汚れをきれいに取り除く」といった意味合いを想起し、本願商標を商品の品質を表示したものと認識するとはいひ難い。
不服 2018-4181	一餃入魂 (標準文字)	第43類「飲食物の提供」	有	「一餃入魂」の文字が「一球入魂」の文字の「球」を「餃」に置き換えた語であると認識されるとしても、「一餃」の文字の示す意味が具体的でないことから、本願商標全体として、原審説示のごとき意味合いを直ちに認識させるとはいひ難い。
不服 2017-19407	時短 (標準文字)	第21類「化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。), 化粧用パフ」	無	化粧や作業の「時短」(時間短縮)を特徴とする化粧品や化粧用具について、例えば、髪をとかしながら早く乾かせる時短ブラシ(ヘアブラシ)、メイクの時短につながるメイクアップブラシ、おでかけ前の時間を短縮するのに最適な時短メイクセット、時短ケアしたい朝のお手入れに使えるスキンケアマスク、パフのワンストロークで瞬間カバーする時短ファンデーション、時短メイクに最適なBBクリームバーなどが販売されており、「時短」、「時短！」、「超時短！」などの語を表示した化粧に係る時間を短縮できる化粧品や化粧用具が広く流通している実情がうかがえる
不服 2018-5745	ココロの筋トレ (標準文字)	第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等	有	「ココロ」の文字は、漢字の「心」を想起させるものであり、「筋トレ」の文字は、「筋力トレーニング」の略語であって、これらの文字を格助詞の「の」を介して連結させた本願商標の構成文字全体からは、原審説示のような意味合いを想起させる場合があるとしても、これが直ちに本願の指定役務について、役務の質等を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引者、需要者に認識されるとはいひ難いものである。
不服 2018-5301	合格応援 (標準文字)	第5類「シート状及びその他の患部冷却剤」等	有	当審における職権調査によれば、本願の指定商品については、「合格応援」の文字が取引上一般に用いられているというべき事情は発見できず、さらには「合格応援」の文字が自他商品識別標識としての機能を果たし得ないというべき事情も発見できなかった。
不服 2017-10593	チョコカラー (標準文字)	第2類「ビール用色素」等	無	本願商標をその指定商品について使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品によって着色される色合いが「チョコレート色」であることを表したものと認識し、理解するにとどまるというのが相当であるから、本願商標は、商品の品質を表示するにとどまる。
不服 2018-545	ロボット塾 (標準文字)	第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授」等	有	本願商標は、その構成全体をもって特定の語義を有することのない一種の造語を表したものと認識されるみるとみるのが相当である。
不服 2018-1251	東京551 (標準文字)	第43類「飲食物の提供」	有	全体として特定の意味合いを有しない一種の造語であると認識するとみるのが相当である。
不服 2018-1605	ちょうどの効きめ (標準文字)	第5類「薬剤」	有	本願商標は、…「症状に即して分量や大きさを容易に調整できる、症状に合った、ちょうど良い効き目の商品」といった具体的な意味を表したものと理解されるとまではいい難い。